

全国権利擁護支援ネットワーク 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体は、「全国権利擁護支援ネットワーク」と称する。

第2条 (事務局)

本団体は、事務局を兵庫県西宮市染殿町6番20号 コーポラス・ベル201号 特定非営利活動法人PASネット内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

だれもが地域で安心して暮らせるために、地域の権利擁護支援活動を推進していくとともに、行政・関係機関等と連携しながら権利擁護支援システムの確立を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 加入団体間における情報交換と実践交流
- ② 地域の多様な権利擁護支援活動の紹介・普及・啓発
- ③ 権利擁護推進のための調査研究事業
- ④ 権利擁護システム確立に向けた施策提言
- ⑤ その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (種別)

本団体は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 (団体)
- (2) 賛助会員 (団体及び個人)

第6条 (参加資格)

本団体の正会員となるには、以下の項目を満たすことを原則とする。

- (1) 本団体の目的に賛同し、運営を支えていくと共に、事業に参加する団体。
- (2) 地域に根ざした多様な権利擁護支援活動を推進する団体。
- (3) 多くの専門職種との連携による権利擁護支援活動を実践する団体。

第7条（入会）

会員として入会しようとする団体・個人は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 正会員の入会については、運営委員会の承認を受けて決定する。
- 3 運営委員会は、前項の申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

本団体の会員は、以下のとおりの入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金1万円 年会費1万2千円
- (2) 賛助会員 入会金なし 年会費一口3千円

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が受理されたとき
- (2) 会員である団体が解散したとき、又は個人が死亡したとき。
- (3) 会費を滞納している期間が1年を経過したとき。

第10条（退会）

会員は、別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。ただし、正会員の退会は運営委員会の承認を要する。

第11条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第12条（種別及び定数）

この団体に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 若干名
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 運営委員のうち、1名を代表、2名を副代表、1名を事務局長とする。

第13条（選任等）

運営委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。
- 3 監事は、この団体の職員を兼ねることができない。

第14条（職務）

代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

第15条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員改選は総会の際に行う。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会の集結するまで、その任期を延長する。

第16条（報酬等）

役員は原則として無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

第17条（種別）

この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第18条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。但し、賛助会員もオブザーバー参加することが出来る。

第 19 条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任

第 20 条 (開催)

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

第 21 条 (召集)

総会は、代表が召集する。

- 2 代表は、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法による通知をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、正会員全員の同意があるときは招集手続きを要しない。

第 22 条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 23 条 (定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 24 条 (議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 1 項第 2 号については、総会に出席したものとみなす。

第 26 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 運営委員会

第 27 条（構成）

運営委員会は、運営委員をもって構成する。

第 28 条（機能）

運営委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算の変更
- (5) 正会員の入会及び退会の承認
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第 29 条（開催）

運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

第30条（召集）

運営委員会は代表が召集する。

- 2 代表は、第30条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 運営委員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、通知は書面によることを要しない。

第31条（議長）

運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。

第32条（議決）

運営委員会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第33条（表決権等）

各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、第35条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

第34条（議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第35条 (資産の構成)

この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

第36条 (資産の管理)

この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を得て、代表が別に定める。

第37条 (事業計画及び予算)

この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

第38条 (事業報告及び決算)

この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第39条 (事業年度)

この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更、解散及び合併

第40条 (規約の変更)

この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

第41条 (解散)

この団体は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員の不在

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第42条 (残余財産の帰属)

この団体が解散したときに残存する財産の帰属先は、解散時の総会の議決によるものとする。

第9章 雑則

第43条 (細則)

この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日とする。
- 3 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年度3月31日までとする。